佐久穂町就農体験事業募集要項（学生インターンシップ用）

１．目的

　　町内での就農及び町外からの移住を推進するため、「酪農サポーター」という仕事を体験してもらい、酪農家や酪農サポーターとの交流を通じて、酪農サポーターについて知ってもらい、就職先として検討してもらうため、実施するものとする。

２．対象者

（１）次のいずれにも該当している方

・「酪農サポーター」を就職の対象として考えている、あるいは興味のある

学生の方（日本国内の大学、大学校、専門学校、高等学校に在籍）

・受入農家の指示に従い、就農体験を受けるにあたり支障のない方

・心身ともに健康な方で、就農体験を受けるにあたり支障のない方

・就農体験に係る傷害保険（国内旅行傷害保険等）に加入する方

・別に定める事項（誓約書）に誓約される方

３．募集期間

　　令和７年７月１日（火）～令和８年２月２７日（金）

　　※定員になり次第、受付を終了する場合がありますのでご了承をお願いし

ます。

４．就農体験期間

　　令和７年７月～令和８年３月

　　１回あたり、２泊３日の就農体験となります。

５．募集人員

　　５名程度（予定）

　　※受付は先着順となります。

６．就農体験について

（１）就農体験できる仕事内容

　　　酪農サポーター、土づくりセンターの作業

（２）就農体験の概要

　・申込受付後、就農体験の動機、参加申込書の内容について面談により確認さ

せていただきます。（web、電話等）

　・面談等をもとに、佐久穂町が就農体験希望者と就農体験受入農業者及び八千

穂TMRセンター（現役酪農サポーター）のマッチングを行います。

　・町内の就農体験受入農業者及び八千穂TMRセンター（現役酪農サポータ

ー）の指導の下で、就農体験を受けていただきます。

　・就農体験時間が、休憩時間を含め概ね午前５時から午後７時ですが、作業内

容により前後する場合があります。

　・就農体験を行う圃場への移動は、原則として各自で対応をお願いします。た

だし、自家用車がない場合は、町内での送迎は可能ですのでご相談ください。

　・町内で酪農サポーターを始めるにあたり、酪農経営の現状を知っていただい

たり、不安ごとなどを相談する時間を、就農体験期間中に設ける予定です。

（３）就農体験スケジュール（例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時間 | 内容 |
| １日目 | 10：30 | 就農体験者到着（佐久穂町役場等） |
|  | 町職員の案内で八千穂TMRセンターへ |
| 11：00 | 到着、オリエンテーション |
| 12：00 | 昼食（就農体験者持参） |
| 15：00 | 就農体験開始（哺乳、給餌、搾乳等） |
| 19：00 | 就農体験終了、宿泊先へ |
| ２日目 | 5：00 | 体験先へ |
| 5：15 | 就農体験開始（哺乳、給餌、搾乳等） |
| ８：00 | 朝食、休憩 |
|  | 昼食はこちらで準備します |
| 14：00 | 佐久穂町役場等へ、就農相談等 |
| 16：00 | 就農体験開始（哺乳、給餌、搾乳等） |
| 19：00 | 就農体験終了、宿泊先へ |
| ３日目 | 5：00 | 体験先へ |
| 5：15 | 就農体験開始（哺乳、給餌、搾乳等） |
| 8：00 | 朝食、休憩、土づくりセンターへ |
| 10：00 | 解散 |

※上記スケジュールはあくまで例であり、受入農家等により体験時間の変更や

中止の場合があります。

７　参加費用等

（１）就農体験費用（就農体験指導等）　無料

（２）就農体験期間中に使用する作業着、長靴、手袋、消毒薬等は、町や受入農

家等で準備しますが、帽子、マスク、その他必要なものはご持参ください。

交通費、宿泊費、傷害保険料、食事代、体験が中止となった場合のキャン

セル料等は就農体験者の自己負担となります。

（３）農作業に対する報酬及び賃金はありません。

８　補助制度

　　就農体験を受けられる場合、以下の補助制度があります。

（１）補助対象経費

　　　宿泊費（町外在住の方が町内の宿泊施設に宿泊する場合に限る。）、交通費、

傷害保険料

（２）補助率等

　　　宿泊費・交通費100％、傷害保険料100％（通算３回まで）

　　　ただし、２万円を上限とします。さらに、八千穂TMRセンターが２万円

　　　を上限として補助します。

　　※インターンシップ前後に係る私用の移動、タクシーの移動については補

助対象外です。

９　持ち物

　　作業のできる服装（着替え用の作業着）、運動靴、帽子、タオル、雨具（カ

　　ッパ）、着替え、飲料水等、昼食、マスク、保険証、その他必要と思われる

　　物

　　※就農体験が決まりましたら、受入農家等と持ち物等について、ご相談くだ

さい。

10　参加申込

　　就農体験のご希望がありましたら、実施時期の調整等がありますので、まず

　はお電話又は電子メールでご相談ください。

　　「佐久穂町農業体験受入事業参加申込書（学生インターンシップ用」、「誓約

書」及び「在学証明書」を体験希望日の概ね１か月前までに、郵送又は電子メ

ールにて佐久穂町産業振興課農政係まで提出してください。

最終締め切り：令和８年２月28日（金）

11　体験までの流れ

①事前のご相談

　電話又は電子メールでご相談ください。

　　　⇓

②申込　（郵送又は電子メールにて。但し、申込裏面の個人情報の提供の同意欄、

誓約書は自署してください。）

　　　⇓

③面談　（web、電話対応も可）

　動機や申込内容を確認させていただきます。

　　　⇓

④マッチング

　面談結果を元に、受入農家等とのマッチングを行います。

　　　⇓

⑤マッチング結果の連絡

　体験者、受入農家双方に通知により連絡します。

　　　⇓

⑥体験者と受入農業者の打合せ（体験者から電話をしてください。）

　　　⇓

⑦体験日前日、町担当者から確認の連絡（電話又は電子メールにて）

　体験者、受入農家双方に連絡します。

　　　⇓

⑧体験

　傷害保険に加入していることを証明する書類を持参してください。

　　　⇓

⑨補助金交付申請書、実績報告書等の提出

　　　⇓

⑩補助金の支払い

12　その他

（１）酪農サポーターに向けた就農体験になりますので、観光目的での参加はご

遠慮ください。

（２）申込受付後に、動機や参加申込書の内容確認の面談を行います。面談の内

容により就農体験をお受けできない場合がありますのでご承知おきくだ

さい。

（３）家畜伝染病を予防するため、研修前１週間以内に海外へ渡航された方は就

　　　農体験に参加できません。

13　酪農サポーターとは

　　　酪農は畜産の中で最も休みがとりづらい分野となっており、酪農家が休

みをとりやすいようにサポートする仕事が、一般的に「酪農ヘルパー」と呼

ばれます。酪農家が休日を取る代わりに酪農の毎日の仕事である、「搾乳、

エサやり、子牛の世話、牛舎の清掃など」を行っていただきます。これらの

仕事は良質な牛乳を安定して生産するにあたり、牛にとってできるだけス

トレスの無い環境を整えるために大切であり、そこを支える「酪農ヘルパー」

は、酪農業の持続可能な体制づくりのためにとても大切な仕事です。

14　お問合せ先

　　　長野県佐久穂町役場産業振興課農政係

　　　〒384-0697　長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

　　　電話：0267-86-2529　FAX：0267-86-4935

　　　Ｅ－Mail：[nousei@town.sakuho.nagano.jp](mailto:nousei@town.sakuho.nagano.jp)